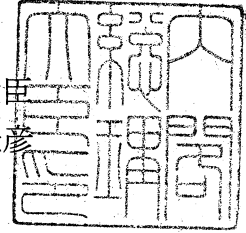




府益担第3513号
平成24年3月21日

財団法人日弁連交通事故相談センター
宇都宮 健児 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



認定書

平成23年9月15日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

1. 法人コード：A006016
2. 法人の名称：財団法人日弁連交通事故相談センター
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人日弁連交通事故相談センター
4. 代表者の氏名：宇都宮 健児
5. 主たる事務所の所在場所
東京都千代田区霞が関一丁目1番3号
6. 公益目的事業
 - (1) 自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談を行う事業
 - (2) 自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、自動車事故の損害賠償に関し無償による示談斡旋・審査を行う事業
 - (3) 自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、自動車事故による損害賠償額の算定の合理化、民事損害賠償訴訟の適正、迅速化に関する調査・研究を行う事業
7. 収益事業等
該当無し
8. 旧主務官庁の名称：国土交通省